

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正について

令和4年11月
航空局安全部安全政策課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第18及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項において原則禁止している。一方、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づき、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」(平成13年国土交通省告示第1094号)において、輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めており、当該基準を満たしたものについては輸送可能となっている。

今般、国際民間航空機関の理事会において、国際連合危険物輸送勧告への準拠、危険性の低い物件に適用される新たな輸送基準の追加、リチウム電池に適用される輸送基準の強化及び基準の明確化等を目的としたICAO-TIの改訂案が承認され、令和5年1月1日に発効されることから、これに準拠して、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 高圧ガスのガスシリンダー等の規定について、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の適用除外となるエアゾール、ガスカートリッジ及び小型燃料ガスボンベに関する規定を追加する。(第10条)
- (2) 安定化された物件を輸送する場合、輸送許容物件を輸送する際に携行が求められる書類に安定化を意味する文字を記載する要件を追加する。(第17条)
- (3) 輸送許容物件の品名の追加等
 - ① 新たな輸送許容物件の品名の追加、抽出香料液の統合等(別表第1関係)
 - 水酸化コバルト(Ⅱ)粉末の追加等
 - ② 特別規定の改正(別表第1備考2関係)
 - 特別規定に従って輸送する旨を、輸送許容物件を輸送する際に携行が求められる書類へ記載する要件の追加。(A1、A2、A99、A176)
 - 特別規定に従って輸送する旨を、輸送の書類へ記載する要件の追加。(A61)
 - 一部特別規定の削除。(A57、A206)
 - 人体又は動物に伝染性があるウイルスを移しやすい物質を含む可能性のある医療廃棄物については、カテゴリーAの危険物として輸送しなければならない規定の明確化。(A117)
 - ホルムアルデヒド溶液を含むウイルスを移さない動物の標本を輸送する際の規定の追加。(A180)

- 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン等の医薬品と共に輸送されるリチウム電池を内蔵したデータロガー等の取扱いに関する要件の追加。(A220)
- 「圧縮空気」の品名割り当て及びラベルに関する規定の追加。(A221)
- 「ブチレン」の品名割り当てに関する規定の追加。(A222)
- 輸送禁止物件から除外される救命器具の要件の追加。(A223)
- 包装基準 975 に従い輸送が許容される物品(その他の有害物件を含有するもの)の要件の追加。(A224)
- 包装基準 222 に従い輸送が許容される物品(非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの)の要件の追加。(A225)

③容器及び包装等の基準の改正(別表第1備考3関係)

- 成形爆薬を収納する場合の要件の追加。(包装基準 137)
- Hの文字が付された鋼製内張りのある高圧ガス用複合シリンダーの使用を許容する規定の追加。(包装基準 200)
- エアゾール容器に係る一部規定の修正等。(包装基準 201、203、Y 203、Y963)
- 国連番号 3164 の物件について、一部要件を免除する規定の追加。(包装基準 208)
- 水素吸蔵合金シリンダーに適用される ISO 規格の追加。(包装基準 214)
- 吸着ガスシリンダーに適用される充填手順に関する ISO 規格の追加。(包装基準 219)
- 国連番号 3529 の物件について、内蔵する引火性ガスの保護措置に関する要件の追加。(包装基準 220)
- リチウム電池が内蔵されている場合、当該電池に適用される要件の追加。(包装基準 220、378、950、951、952、955、972)
- 物品(非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの)に適用される基準の追加。(包装基準 222)
- 国連番号 3528 の物件について、内蔵する引火性液体の保護措置に関する要件の追加。(包装基準 378)
- 包装物当たりの許容質量の変更。(包装基準 492、870)
- 使用可能容器の追加等。(包装基準 621、Y963)
- 蓄電池が装置に組み込まれている場合の基準の削除。(包装基準 870)
- 小型のリチウム電池単体に適用される基準セクション II の削除。(包装基準 965、968)
- リチウム電池単体に適用される基準セクション IB について、包装物に適用される積み重ね試験要件の追加。(包装基準 965、968)
- 装置と共に同梱されるリチウム電池の梱包要件の明確化(セクション I)及び混合包装する際の要件(セクション II)の追加。(包装基準 966、969)

- 一の外装容器に複数のリチウム電池を内蔵する装置を収納する場合の要件の追加等(包装基準 967、970)
 - 物品(その他の有害物件を含有するもの)に適用される基準の追加。(包装基準 975)
- ④自己反応性物質及び有機過酸化物の追加等(別表第1備考4及び5関係)
- (4)旅客が携行できる物件の改正(別表第18)
- 「受託手荷物」を「預入手荷物」に変更する。また、電動車椅子等の取扱いについて、電池を装着した状態で輸送する際の実要件及び電池を取外す際の実要件を明確化する。
- (5)リチウム電池マークの仕様変更(第4号の5様式)
- 連絡先電話番号の記載要件を削除する。
- (6)その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布:令和4年12月下旬

施行:令和5年1月1日